

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 27 年 5 月 15 日

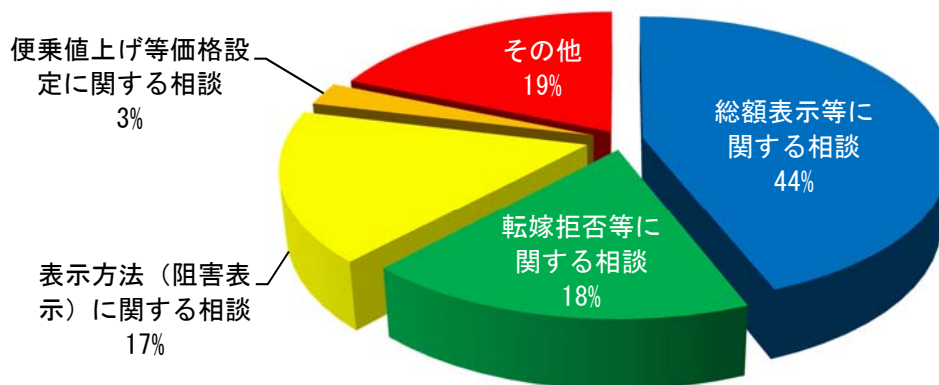
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 4 月（4 / 1 ～ 4 / 30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

4 月の相談件数：電話 93 件、メール 25 件

【相談内容（全 118 件）の内訳（※）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社（メーカー）の商品パッケージには消費税率 5% の時のメーカー希望小売価格（本体価格と税込価格）が印字されている。当社の商品は、訪問販売業者を通じて消費者に販売されている。訪問販売業者は、通常、当社の設定しているメーカー希望小売価格で販売しているが、このような販売形態の場合、総額表示義務についてはどのように考えるのか。

A. 訪問販売においては、通常、訪問時に消費者に対して価格を含めた取引条件の提示がなされるものと考えられますので、これら取引条件の提示等の際にパッケージに表示された価格は旧税率に基づく価格表記である旨御説明いただくことが、消費者の商品等の選択に役立つものと考えます。

製造業者等が商品に印字するメーカー希望小売価格は、小売業者の販売価格を拘束するものではありませんので、総額表示義務の対象とはなりません。ただし、製造業者等が商品に印字したメーカー希望小売価格を小売業者が自店の販売価格として消費者に示す場合、そのメーカー希望小売価格は、小売業者が表示する販売価格となりますので、小売業者にとって当該販売価格は総額表示義務の対象となります。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 19 件

なお、総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としています。

個別の取引における総額表示義務の適用について、御確認されたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署に御相談願います。

Q. 消費者である。水道工事を依頼すべく事業者に見積を依頼したところ、A円との回答があった。ところが工事完了後、送付されてきた請求書をみるとA円に消費税分が上乘せされていた。消費者からの見積依頼に対する回答に当たって、事業者は、税込価格であるのか税抜価格であるのか明らかにする必要はないのか。

A. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としています。

したがって、特定の者に対して作成する見積書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

Q. ある小売店の商品の値札に「税抜 2,700 円(参考価格)、税込 2,950 円」とされていた。税込 2,950 円であると税抜価格は 2,731 円になるはずである。この表示だと、税抜価格(参考価格)の表記が実際の税抜価格(参考価格)よりも低くなっているが、このような表示は問題とならないのか。

A. 景品表示法では、商品・サービスの価格や取引条件に関して、実際のもの又は競争業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示(有利誤認)は禁止されております。

御相談のケースのように、税抜価格が実際の税抜価格よりも低く表示されていても、税込価格が明瞭に表示されている場合には、実際に支払う価格について一般消費者に誤認を与えることとはならないため、景品表示法上の有利誤認表示には該当しません。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法第3条違反として公正取引委員会から勧告が行われた場合に、勧告に従わない場合の手続について法律においてどのように定めているか教えてほしい。

A. 公正取引委員会が勧告をしたときには、違反事業者名と違反行為の具体的な内容が公表されます。これまで 21 件の勧告がなされておりますが、勧告を受けたいずれの事業者も勧告に従っているものと承知しております。

また、消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告を受けた特定事業者が勧告に従わず、かつ、調査の結果その行為が独占禁止法に違反するものであるときは、独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置の対象となります。

○ その他

Q. 地方公共団体であっても、事業を行っていれば、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に該当するということは理解している。どのような場合に、事業を行っていることに当たるかについて、具体的な事例を教えてほしい。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者は、法人である事業者であれば該当します。地方自治法第2条第1項では地方公共団体は法人とされているので、地方公共団体であっても事業を行っていれば、特定事業者に該当します。例えば、地方公共団体が、バス事業、水道事業、ガス事業、病院事業などの事業活動を行っている場合です。その他、どのような場合に事業を行っていることに当たるか具体的に知りたい場合には、公正取引委員会にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610